

## 目指すべき都市の姿を検討するための視点

### 1. 計画の対象区域や位置づけ、目標年次

#### 1-1. 計画の位置づけと目標年次

第4次秋田市国土利用計画は、本市の農用地、森林、宅地等の利用区分に応じた規模の目標や、その目標を達成するために必要な事項等を定めるもので、**総合的かつ計画的な土地利用を図るための指針**となるものである。目標年次は、おおむね10年後の2030年（令和12年）とする。

第7次秋田市総合都市計画は、国土利用計画との整合を図りつつ、おおむね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、**土地利用、都市施設、市街地開発等の整備方針などを定めた、具体的なまちづくりの方針**となるものである。目標年次は、おおむね20年後の2040年（令和22年）とする。

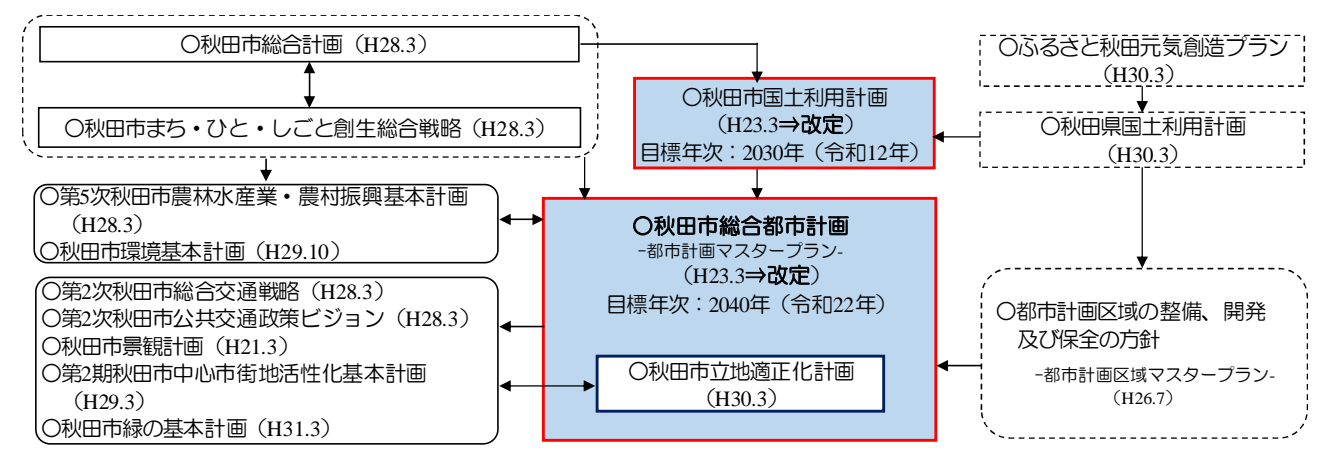


図 計画の位置づけと目標年次

#### 1-2. 計画の対象区域

第4次秋田市国土利用計画の対象区域は、秋田市全域とする。

第7次秋田市総合都市計画の対象区域は、都市計画マスタープランとして都市計画区域を重点的に扱うが、都市づくり全体に目を向けた総合的な指針として、都市計画区域外の農地や森林地域を含む秋田市全域を対象とする。

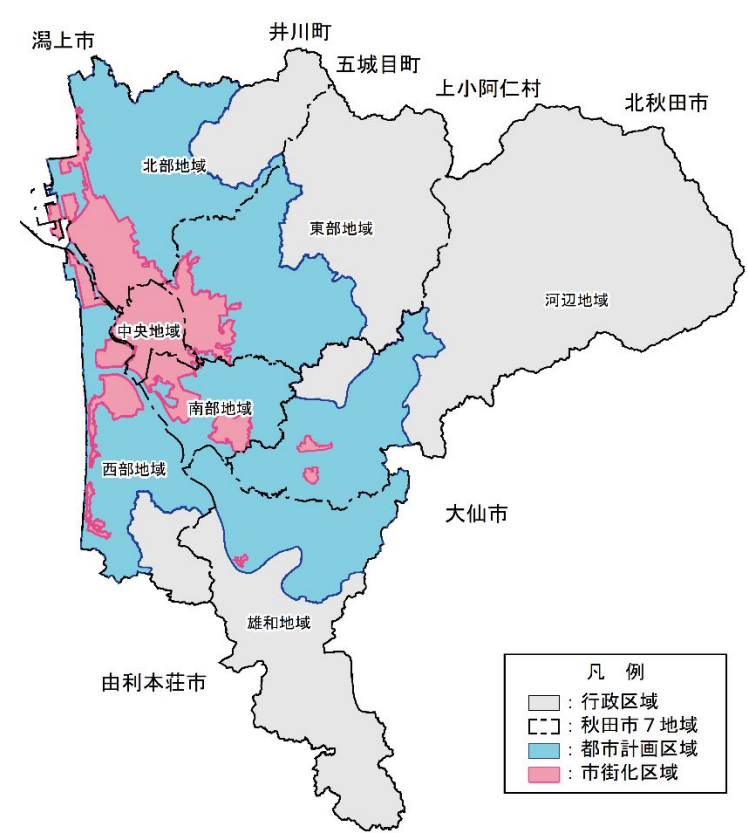


図 計画の対象区域

### 2. 計画の構成

#### 2-1. 第4次秋田市国土利用計画の構成

第4次秋田市国土利用計画は、国土利用計画法施行令第1条の規定により、以下の構成とする。

**【国土利用計画法施行令】**  
 (全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)  
 第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
 一 国土の利用に関する基本構想  
 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要  
 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要  
 2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。  
 3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

#### 《第4次秋田市国土利用計画の構成（案）》

- I. 秋田市の土地の利用に関する基本構想
- II. 秋田市の土地の利用の目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要
- III. IIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### 2-2. 第7次秋田市総合都市計画の構成

第7次秋田市総合都市計画は、都市計画運用指針（国土交通省）で位置づけられた「計画の基本的な考え方」や「構成例」を参考に、以下の構成とする。

**【市町村マスタープランの基本的な考え方：都市計画運用指針より抜粋】**  
 まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、**地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め**、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。

⇒都市計画の方針として、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する事項を中心に、土地利用や施設整備等の方針を定める。

#### 《第7次秋田市総合都市計画の構成（案）》

- I. まちづくりの理念、まちづくりの目標、将来都市構造
- II. 全体構想（土地利用、道路・交通体系、公園・緑地、市街地整備 等）
- III. 地域別構想
- IV. 実現化方策
- V. 評価・管理

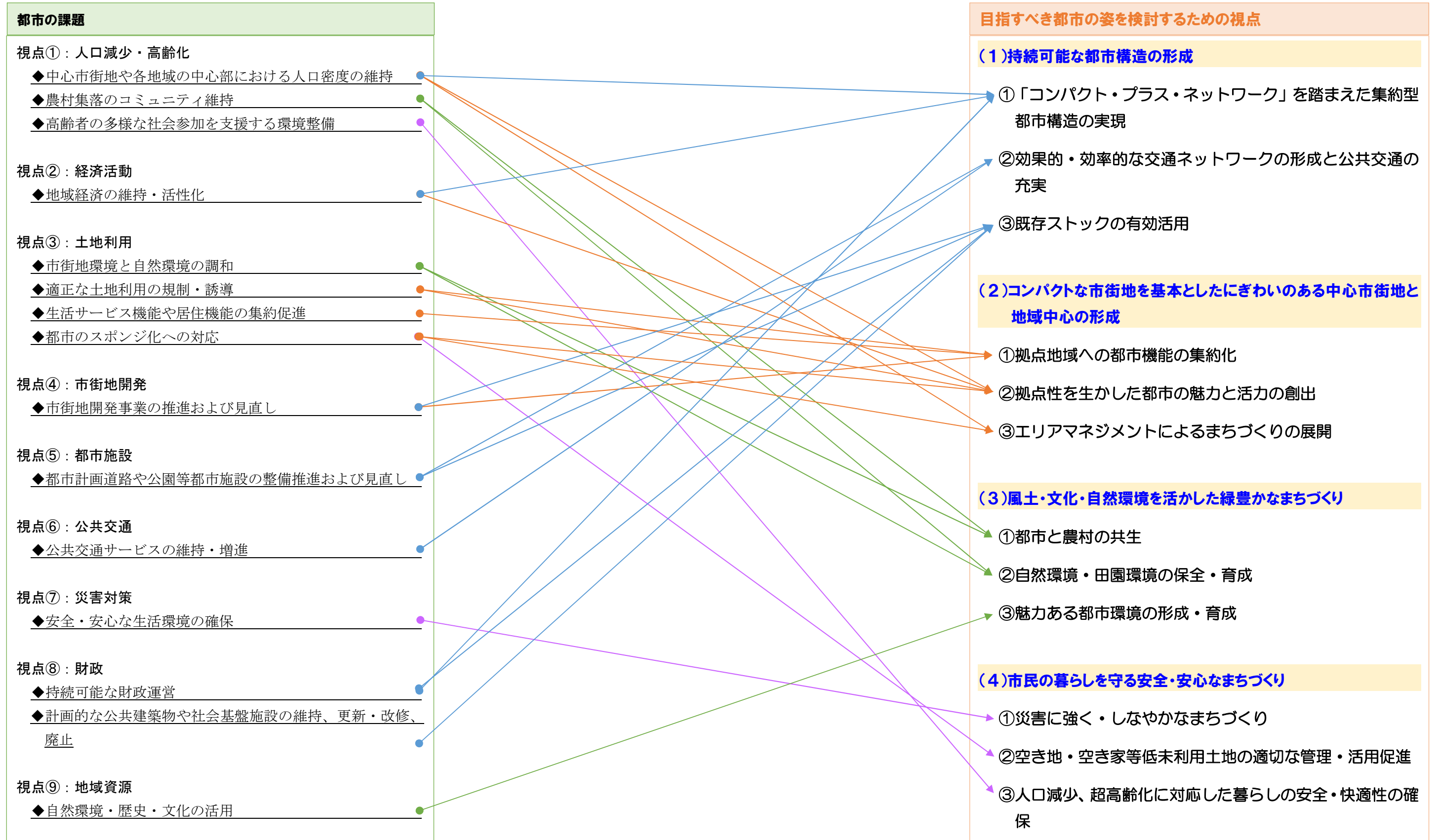
### 3. 目指すべき都市の姿を検討するための視点

目指すべき都市の姿（まちづくりの理念や目標、将来都市構造）を検討するための視点は、抽出した課題に加え、第6次秋田市総合都市計画（以下「現行計画」という。）の評価結果や市民意向等を踏まえ設定した。本視点を基に、第7次秋田市総合都市計画の目指すべき都市の姿を具体的に検討していく予定である。

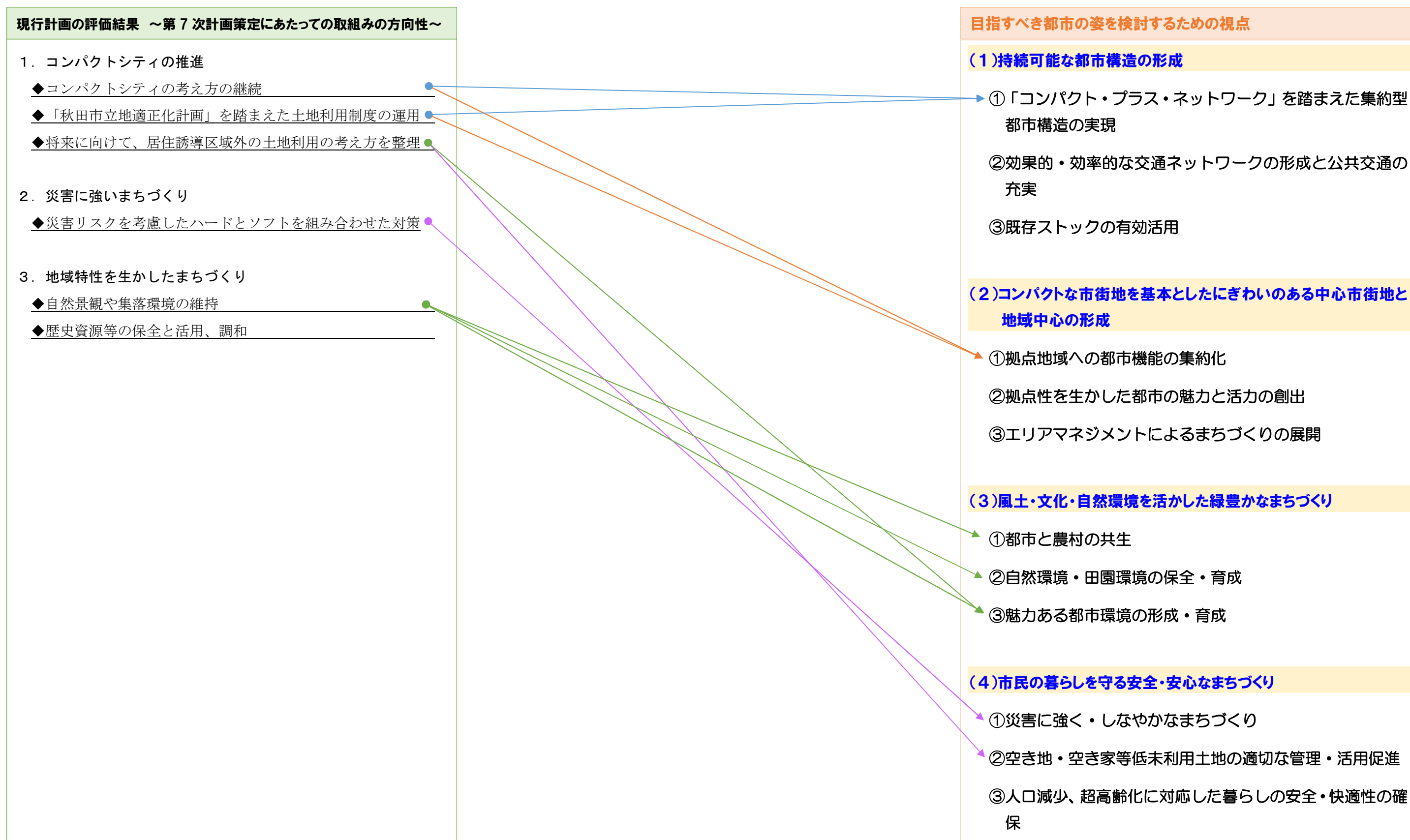


3-1. 「都市の課題」「現行計画の評価結果」「秋田市のまちづくりに関するアンケート調査結果」と「目指すべき都市の姿を検討するための視点」の関係

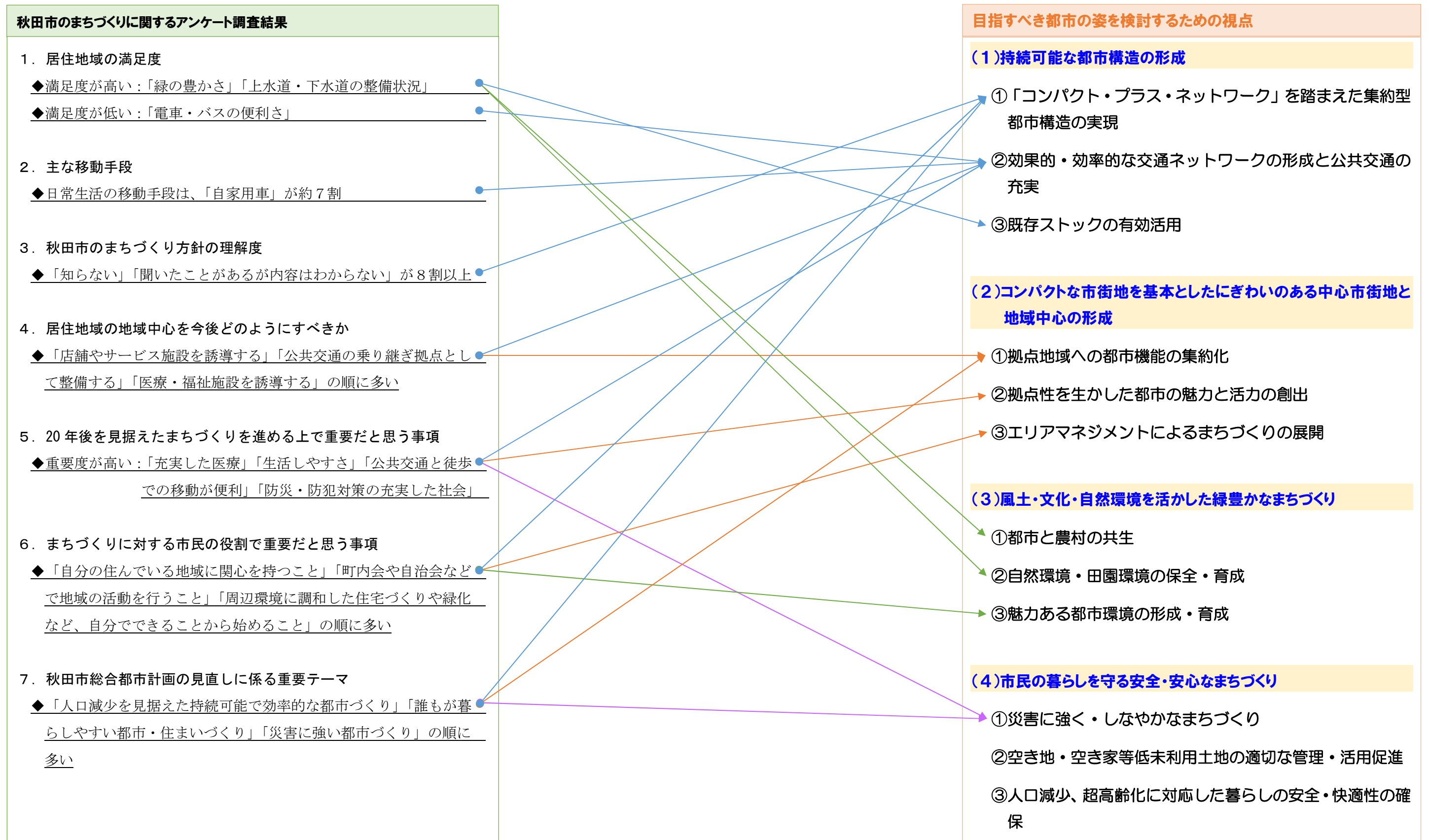
1) 「都市の課題」と「目指すべき都市の姿を検討するための視点」の関係



2) 「現行計画の評価結果」と「目指すべき都市の姿を検討するための視点」の関係



3) 「秋田市のまちづくりに関するアンケート調査結果」と「目指すべき都市の姿を検討するための視点」の関係



### 3-2. 目指すべき都市の姿を検討するための視点

#### (1) 持続可能な都市構造の形成

##### ① 「コンパクト・プラス・ネットワーク」を踏まえた集約型都市構造の実現

- ◆市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とし、これらが有機的に連携した都市構造を形成
- ◆住民・企業・行政等の「集約型都市構造を目指す意義」や「まちづくりの目標や将来像」等を共有化

##### ② 効果的・効率的な交通ネットワークの形成と公共交通の充実

- ◆拠点間連携を担う骨格道路および交通結節点の整備のほか、拠点間を結節する重要なバス路線を中心とした運行サービスの維持・改善

##### ③ 既存ストックの有効活用

- ◆公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設のほか、住宅や商店等の一般建築物を含めた既存ストックの有効活用や、長期未着手となっている都市計画事業の必要に応じた見直し

#### (2) コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成

##### ① 拠点地域への都市機能の集約化

- ◆立地適正化計画の適正な運用による、都心・中心市街地と6つの地域中心における生活サービス機能や居住機能の集約化

##### ② 拠点性を生かした都市の魅力と活力の創出

- ◆各拠点が保有する都市機能を最大限に活用し、多様な人々にとって居心地が良く歩きたくなる環境整備を進め、「定住人口」「交流人口」「関係人口」の拡大により活力を創出

##### ③ エリアマネジメントによるまちづくりの展開

- ◆住民・企業・行政等の多様な主体の協働により、公共空間の創出や景観の維持・形成等を活発化するなど、地域課題の解決に向けた取組みの展開

#### (3) 風土・文化・自然環境を活かした緑豊かなまちづくり

##### ① 都市と農村の共生

- ◆快適な市民生活を支える都市機能と、農地、森林など農林業・農村が有する多面的機能を計画的な土地利用により保全し、近接する両機能を生かしたまちづくりを展開

##### ② 自然環境・田園環境の保全・育成

- ◆森林・河川・海岸等の自然環境および農地や集落で構成される田園環境を、都市環境保全・防災・景観形成・地域交流等の貴重な資源として保全・育成

##### ③ 魅力ある都市環境の形成・育成

- ◆地域固有の歴史・文化等を生かし、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づける景観形成を進め、にぎわいのある都市環境を形成

#### (4) 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり

##### ① 災害に強く・しなやかなまちづくり

- ◆災害の発生防止および被害軽減に向け、災害の発生が懸念される地域に必要な整備の促進およびハザードマップや避難計画の周知・活用など、防災・減災対策の推進

##### ② 空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用促進

- ◆生活利便性や治安・景観の悪化等の改善に向け、低未利用土地の適切な管理を促進するほか、公共空間やコミュニティ施設等への活用に係る取組みの展開

##### ③ 人口減少・超高齢化に対応した暮らしの安全・快適性の確保

- ◆都市施設等のバリアフリー化の推進や、元気な高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられる地域コミュニティづくり等に係る取組みの展開